

算定基準適合事業所の要件

(1) 【介護予防通所リハビリテーション・介護予防通所型サービス】

定員利用・人員基準に適合しているものとして船橋市長に届け出て選択的サービスを行っていること。

(2) 評価対象期間における当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所型サービス事業所の利用実人員数が10名以上であること。

(3) 次の基準を満たすこと。

【介護予防訪問リハビリテーション】

(要支援状態区分の維持者数 + 改善者数 × 2) ÷

評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、要支援更新・変更認定を受けた者の数 ≥ 0.7

【介護予防通所リハビリテーション・介護予防通所型サービス】

① 評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数 ÷

評価対象期間内に指定介護予防通所リハビリテーション又は指定介護予防通所型サービスをそれぞれ利用した者の数 ≥ 0.6

② (要支援状態区分の維持者数 + 改善者数 × 2) ÷

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数
≥ 0.7

※介護予防通所型サービスにおいては、維持者数には、要支援状態区分の維持者数のほか、以下も含めて計算する。

- ・要支援1.2が更新により、基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）となった場合
- ・事業対象者が継続して事業対象者である場合

※介護予防通所型サービスにおいては、改善者数には要支援状態区分の改善のほか、事業対象者から介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業（以下「総合事業」）の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）

※介護予防通所型サービスにおいては、更新・変更認定を受けた者の数には、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として、継続している者及び事業対象者から総合事業の対象外となった者の数も含む。